

助成・補助

高齢者の在宅介護用品 購入費用を助成

- 対象** 次の全てを満たす要介護者を在宅で介護する家族など（介護者が市在住でない場合は要介護者）
- ・市に住民登録がある
 - ・要介護者本人が市市民税非課税で介護保険料を滞納していない
 - ・対象品目を常時使用している
 - ・次の①か②いずれかに該当
 - ①要介護4以上

②要介護3で認定調査票の「排尿」または「排便」の項目で「介助」または「見守りなど」に該当

対象品目 紙おむつ、尿取りパッド

助成内容 月25,000円分の高齢者が在宅介護用品購入助成券。市が指定した店舗で使用可能。

申請場所 高齢介護課または各支所総合窓口課

申請期限 令和8年3月31日㊟

図 高齢介護課 ☎(32)1406

事業者向け

確定申告とは別に申告していますが 償却資産の調査を実施

事業に使う償却資産は、所在する自治体に申告する義務があります。市では令和6年度から償却資産の保有状況調査を実施し、適正課税を進めています。

対象 確定申告・住民税申告で事業収入がある人

実施期間 令和6年度から約5年間、対象者を分けて実施

◆令和7年度の調査方法

5月～8月にかけて対象者に順次発送する調査票に、必要事項を記入し、場合によっては書類を添付して提出してください。

提出先 税務課・各支所総合窓口課

提出期限 送付書面に記載

※詳しくは対象者へ送付する依頼文を確認してください。

※今回の調査対象外でも、申告自体は全ての事業者が対象です。

図 税務課 ☎(32)1487

費用の一部を助成します



■成人用肺炎球菌予防接種

自己負担額 接種料金9,000円のうち5,000円
(※令和7年4月1日から自己負担額が変更)

対象者

- ・65歳(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)の人
- ・接種日時点で60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持している人

接種方法 医療機関に直接予約

注意事項

- ・65歳の誕生日の翌月に通知。(誕生日を迎えた人で、早く接種したい人はご相談ください。)
- ・定期接種に使用される23価ワクチンを過去に接種したことがある人は対象外です。

■带状疱疹予防接種

接種期限 令和8年3月31日㊟

補助額

- ・乾燥組換え带状疱疹ワクチン：接種金額の7割補助とし、上限15,300円を2回補助
- ・乾燥弱毒生水痘ワクチン：接種金額の7割補助とし、上限6,000円を1回補助

対象者

- ・令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上になる人
- ・60～64歳の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある身体障害者手帳1級の人

接種方法 医療機関に直接予約

注意事項

- ・対象以外の方は全額自己負担になります。
- ・対象者には4月に通知済。予診票を同封しています。
- ・2種類のワクチンのうち、どちらか1つのワクチンの補助を受けることができます。ワクチンの詳細、自己負担額などは、通知文書をご確認ください。

※予防接種済証の保管をお願いします。

※市外医療機関での接種には、事前に手続きが必要です。

図 健康づくり推進課 ☎32-7100

税

軽自動車税の 納付と減免制度

納付には便利存
口座振替の利用を



納期限 6月2日㊟

※納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が加算されます。

納付場所・方法 金融機関、コンビニエンスストア、インターネット(eL-QR印字がされたものに限り)

①軽自動車税の減免制度

対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている軽自動車所有者

必要書類

軽自動車税納税通知書、身体障害者手帳、自動車検査証、運転者の運転免許証

※本人が所有できない場合や18歳未満の場合は、同一生計者の所有でも可。

※令和6年度に減免を受けている人のうち、現況報告書で「変更

あり」と提出した人は申請が必要です。

②福祉車両の減免

必要書類 軽自動車税納税通知書、自動車検査証(コピー可)、車両の写真(前・横・後・構造変更部)、運転日誌などの運行状況がわかるもの、福祉施設の設立届書の写し(新設時のみ)

①・②共通事項

申請先 税務課、各支所

申請期限 5月26日㊟

図 税務課 ☎(32)1402

債権管理課 ☎(32)1497

保健

四種混合ワクチン(予防接種)の 接種が完了していない人へ

五種混合ワクチン(四種混合ワクチンとヒブワクチンの混合ワクチン)が定期接種となったため、四種混合ワクチンの製造が中止となりました。そのため、四種混合ワクチンを計4回接種完了していない人は、在庫がなくなり次第、接種ができなくなります。母子健康手帳で四種混合ワクチンの接種が完了しているか確認してください。

対象 2カ月～7歳半未満で、四

相談

宇城市の相談日(5月)

要予約
図 福祉法律相談
市社会福祉協議会 ☎(32)1055

行政相談
熊本行政評価事務所
☎096(326)1100

9 ㊟ 13時～16時
本庁新館1階第4会議室

13 ㊟ 13時～16時
不知火防災拠点センター

種混合ワクチンを計4回接種していない人

注意

・四種混合ワクチンで接種開始された人でも、五種混合ワクチンに切り替えて接種している場合があります。

・ヒブワクチンの接種回数と四種混合ワクチンの接種回数異なる人は、母子健康手帳を持参の上、市保健福祉センターへご相談ください。

図 市保健福祉センター
健康づくり推進課

☎(32)7100

詳しくは
市HP



毎日・平日の相談

◆高齢者相談 在宅医療・介護相談
市地域包括支援センター
☎(25)2015

平日 8時30分～17時15分
市老人福祉センター
※電話相談は24時間対応

◆女性相談
子ども未来課 ☎(32)1404
9時～16時(金は15時まで)

◆子ども相談
子ども未来課 ☎(33)1118
市こどもセンター

◆児童虐待相談
児童相談所全国共通ダイヤル
☎189

毎日 24時間 電話受け付け